

## 人生の最終段階における適切な意思決定支援に関する指針

### 1. 基本方針

井上病院では、人生の最終段階を迎える患者様が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者様とその家族等に対し適切な説明と相談のもと、患者様の意思決定を尊重した医療・ケアの提供に努めます。

### 2. 人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者様の病態が回復の見込みが望めない状態を言い、死が避けられない末期の状態とする。

### 3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。
- (2) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。
- (3) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。
- (4) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

#### 4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

##### (1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

##### (2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

#### 5. 障害や認知症等で自ら意思決定することが困難な場合

障害や認知症等で自ら意思尊重することが困難な場合は、厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、できる限り本人の意思を尊重し反映しながら意思決定を支援する。

## 6. 身寄りがない人の場合

身寄りがない人における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や人員、費用などの資力の有無、信頼できる関係者の有無などに状況が異なる。医療サービスや行政のかかわりなどを利用して、本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参照し、意思決定を支援する。

## 7. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

医療・ケアチームで医療・ケアの方針が決定できない場合は、本人または家族等の同意を得たうえで、複数の専門家からなる話し合いの場（患者サポート体制チーム・倫理検討）において、方針等について検討及び助言を得る。

- (1)医療・ケアチームの中で、本人の医療・ケア内容の決定が困難な場合
- (2)本人・家族等との話し合いの中で、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合
- (3)家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いで、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合

### <参考資料>

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (2018) 厚生労働省
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン (2018) 厚生労働省
- ・ 身寄りがない人の入院および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (2018) 厚生労働省

井上病院  
令和6年10月 作成